

分別管理に係る内部統制のフレームワーク統制目標及び統制要点例

1 全般的事項

統制目標	統制要点例
(1) 取締役が分別管理の法令遵守の重要性を認識し、かつ、会社の分別管理の法令遵守の状況を適時に把握していること	<p>① 取締役が、顧客資産の分別管理制度が投資者保護ひいては証券市場の健全な発展に資するものであることを理解した上で、分別管理の法令遵守の重要性を認識している。</p> <p>② 分別管理の法令遵守の状況に関し、取締役会等（第一種金融商品取引業を行う外国法人の本邦支店における最高意思決定機関を含むものとする。以下同じ。）、代表取締役及び内部管理統括責任者等に対する適切な報告体制が存在し、それが適切に運用されている。</p>
(2) 分別管理の法令遵守のための組織体制等が整備され、個々の職員が分別管理の法令、社内規程等を十分理解した上で日々の業務を行っていること	<p>③ 分別管理の法令を遵守するための管理方法、担当部署等が明確に定められ、それらが文書化（規程・マニュアル等）された上で、関係役職員に周知徹底させる体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>また、分別管理の関連法令や諸規則に変更があった場合、社内へ周知徹底させるための体制や、関連するシステム及びプログラムを変更するための体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>④ 分別管理に関して発見された法令違反や金融庁の検査・日本証券業協会の監査等において指摘された事項について、適切に対応するための体制が整備され、適切に運用されている。</p>
(3) 独立した部署が、分別管理の状況を適切にモニターしていること	<p>⑤ 内部監査部門等の独立した部署が、分別管理の法令遵守が適正に実行されていることを定期的に検証し、検証結果を取締役会等に適切に報告する体制が整備され、適切に運用されている。</p>

2 有価証券の分別管理

統制目標	統制要点例
<p>2-1 全般的事項</p> <p>関係役職員が、分別管理の法令で要求されている分別管理すべき顧客有価証券の範囲を、金融商品取引業者の業務及び取扱商品に則して、網羅的に、かつ、正確に把握していること</p>	<p>① 金融商品取引業者と顧客との契約（例えば、「保護預り約款」、「振替口座約款」、「外国証券取引口座約款」、「累積投資約款」及び金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利のうち、電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）に該当するもの（以下「トークン化有価証券」という。）の「預託約款」等）を適宜締結する体制が整備され、適切に運用されている。</p>

統制目標	統制要点例
	<p>② 会社として分別管理すべき顧客有価証券の範囲、管理方法及び管理場所を、分別管理の法令に準拠して、個々の業務及び取扱商品等に則して明確にした上で、社内規程等が整備され、適切に運用されている。</p> <p>また、その際、新商品、取引形態等の変化に対して、いかに対応するかに関し、社内規程等が整備され、適切に運用されている。</p> <p><参考></p> <p>分別の対象となる有価証券</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 売付けのために顧客から一時的に預託を受けた有価証券 2. 保護預り契約又は振替決済口座管理契約に基づき顧客から預託を受けた有価証券 3. 預託契約に基づき顧客から預託を受けたトークン化有価証券 4. 信用取引委託保証金・市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（先物・オプション取引）委託証拠金・発行日取引委託保証金の代用有価証券（添付資料2参照） 5. その他、有価証券関連業又は有価証券関連業に付随する業務として金商業等府令で定めるものに係る取引に関し、顧客の計算において金融商品取引業者が占有する有価証券又は金融商品取引業者が顧客から預託を受けた有価証券 <p>上記のうち分別の対象とならない有価証券</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有価証券関連業に係る店頭デリバティブ取引（第一種金融商品取引業者、登録金融機関、適格機関投資家及び資本金10億円以上の株式会社等を相手方として行う取引に限る。）及び選択権付債券売買取引（第一種金融商品取引業者、登録金融機関、適格機関投資家及び資本金10億円以上の株式会社等を相手方として行う取引に限る。）に係るもの 2. 契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券（信用取引に係る本担保株券及び消費寄託契約に基づく有価証券等） 3. 再担保に供した信用取引委託保証金代用有価証券のうち、金商法第43条の2第2項の規定により分別されるもの（添付資料2参照） 4. 国内又は海外の金融商品取引所又は金融商品取引清算機関に直接預託している市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（先物・オプション取引）委託証拠金代用有価証券（添付資料2参照）

統制目標	統制要点例
<p>2-2 自社保管</p> <p>(1) 分別管理すべき顧客有価証券のうち、自社保管分について、その残高を網羅的に把握した上で、法令で要求されている方法によって保管することにより管理していること（混合保管、混合保管以外）</p>	<p>① 自社保管の顧客有価証券につき、顧客と合意した保管方法ごとに、分別管理の法令で要求されている以下の方法に従って、保管業務が行われ、かつ、会計／帳簿記録が金融商品取引業者において保有されていることを確保するための体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p><単純保管></p> <p>金融商品取引業者が自己の固有財産と分別して保管しなければならない有価証券（以下「顧客有価証券」という。）の保管場所と、自己の固有財産である有価証券その他の顧客有価証券以外の有価証券（以下「固有有価証券等」という。）の保管場所とを明確に区分し、顧客有価証券について、どの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態（例えば、顧客別あるいは証券の記番号順かつ顧客別で保管）で保管することにより管理する。</p> <p><混合保管></p> <p>顧客有価証券の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し顧客全体の有価証券に係る持分が直ちに判別できるようにするとともに、当該顧客有価証券に係る各顧客の持分が金融商品取引業者の帳簿等により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する。なお、金融商品取引業者と顧客との間で共有関係にある有価証券（累積投資商品、ミニ株等のうち金融商品取引業者と顧客の共有関係にある証券）については、個々の顧客の持分が金融商品取引業者の帳簿等により直ちに判別できる状態で管理する。</p> <p>② 営業部店等の内部管理責任者は分別管理の対象となる有価証券が、営業部店等に長期に滞留していないかを検証し、滞留している場合には、その原因分析を行った上で適切な処置を行う体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>③ 顧客との受渡しのために営業員等が持ち出した有価証券及び持ち帰った有価証券に関し、入出庫の際に現物と入出庫指図書等との照合を行うなど、適切に分別管理がなされる体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>④ 金融商品取引業者が自己で管理するトークン化有価証券については、上記①から③にかかわらず、次のイ及びロに掲げる方法（金融商品取引業の顧客の利便の確保及び金融商品取引業の円滑な遂行を図るために、その行う金融商品取引業の状況に照らし、ロに掲げる方法以外の方法で管理することが必要な最小限度のトークン化有価証券にあつては、次のイに掲げる方法）により管理するための体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>イ 顧客有価証券であるトークン化有価証券について、固有有</p>

統制目標	統制要点例
<p>(2) 金融商品取引業者が占有するすべての有価証券のうち、自社保管の有価証券の帳簿残高の実在性及び分別管理の状況（単純・混合、共有、分散型台帳の別に）が確かめられていること</p>	<p>有価証券等と明確に区分し、かつ、どの顧客のトークン化有価証券であるかが直ちに判別できる状態（当該顧客有価証券であるトークン化有価証券に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理する方法</p> <p>ロ 顧客有価証券であるトークン化有価証券を表示する財産的価値を移転するために必要な情報（以下「秘密鍵等」という。）を、常時インターネットに接続していない電子機器、電磁的記録媒体その他の記録媒体（文書その他の物を含む。）に記録して管理する方法その他これと同等の技術的安全管理措置を講じて管理する方法</p> <p>⑤ 金融商品取引業者が自己で管理するトークン化有価証券については、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-6-7に基づいて、顧客のトークン化有価証券の流出リスクへの対応が行われている。</p> <p>⑥ トークン化有価証券に係る秘密鍵等の管理方法の実査が、秘密鍵等の管理担当者及び会計／帳簿記録担当者から独立した者によって行われている。</p> <p>⑦ 金融商品取引業者が占有するすべての有価証券のうち自社保管の有価証券について、定期的に現物実査が網羅的に行われ、かつ、会計／帳簿記録との照合がなされるための体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 出納担当者と実査担当者は分離している。（4-5(1)⑦参照） － 同一の実査担当者が同一の保管有価証券を継続的に確認することがないようローテーション運用等の体制がとられている。 － 実査の頻度は、業務内容及び管理体制の状況に応じた適切なものである。 － 実査で用いるデータ（若しくは帳票）と会計その他の記録との整合性を確保する手段が講じられている。 － 実査の結果判明した不一致への対応及び内部管理統括責任者・内部監査部門等への報告手続が確保されている。 － 実査の結果及び照合結果・顛末は文書化され保管されている。 － 共有有価証券等、顧客・自己を物理的に分離できない有価証券がある場合、それらの保管状態及び照合手続が法令に準拠したものである。 － 保管責任者が実査漏れの有無について確認している。 － 保管責任者によるサンプリング等により、保管の実態を踏まえた適切な実査が行われている。 － トークン化有価証券については、金融商品取引業者の

統制目標	統制要点例
	<p>帳簿上の顧客有価証券の所有者及びその残高と、トークン化有価証券を管理するプラットフォームを提供する事業者（以下「プラットフォームの提供者」という。）又は当該金融商品取引業者が管理する電子情報処理端末（いわゆる一般ノード）から入手した当該金融商品取引業者に係るブロックチェーン上の顧客有価証券の所有者及びその残高の記録が一致することが照合されている。</p> <p>なお、ブロックチェーン上で個々の所有者が記録されない場合には、金融商品取引業者の帳簿上の顧客有価証券の残高と、ブロックチェーン上の顧客有価証券の残高の総額が一致することが照合されている。</p> <p>⑧ トークン化有価証券については、取引等に基づいた移転の記録が、ブロックチェーンに正確に記録される体制が整備され、適切に運用されていることが確認されている。</p> <p>⑨ 顧客有価証券の残高について、取引残高報告書が定期的に送付され、顧客からの返答及び苦情等が報告・対応・解決されるための手続が整備され、適切に運用されている。（４－１（１）参照）</p> <p>⑩ 顧客有価証券残高のみならず、固有有価証券等（自己勘定残高・借入有価証券・デリバティブ取引受入担保有価証券等）を含めた、金融商品取引業者の占有するすべての有価証券を網羅的に把握し、かつ、それらの保管場所と網羅的に照合する等、顧客有価証券と固有有価証券等との混在がないことを包括的に検証する体制が整備され、適切に運用されている。</p>
(3) 現物有価証券が保全されていること	<p>⑪ 搬送中の有価証券、入出庫される現物有価証券及び保管中の現物有価証券を保全するための体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては、以下のとおりである。（４－５参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> － 金庫への入退室管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理が行われている。 － 盗難を防止するため、防犯組織を整備し、防犯責任者を明確にしている。 － 保管有価証券保管施設が明確に定められ、防災責任者を配置する等十分な防災対策が採られている。 － 保管有価証券の輸送を第三者に委託している場合には、輸送に係る委託契約において保管有価証券の保全のための措置が採られている。
2－3 第三者機関保管 (1) 第三者機関において保管させることにより管理することにつ	<p>① 第三者機関（証券代行会社、他の金融商品取引業者、海外の証券保管機関、プラットフォームの提供者など）において保管（トークン化有価証券の場合には管理。以下同じ。）する場合には、顧客から約款等による再委託（トー</p>

統制目標	統制要点例
<p>き、顧客の同意を得ていること</p> <p>(2) 顧客有価証券の保管を行う第三者機関の選定が顧客資産の保全という観点から適切であること</p>	<p>クン化有価証券の場合には管理の委託) に係る同意を得る体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>② 第三者機関の信用状況及び保管状況を検討する体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 新規口座開設時及び定期的見直しに関し第三者機関の選定基準が定められている。 － 第三者機関の信用状況を把握するための情報が適時に入手され、分析されている。 － 第三者機関の保管状況に関する把握・検討がなされている。 － 外部監査等により、第三者機関が適正に保管業務を行っているかの検証がなされているか確認し、その検証結果又は証明書など、検証内容が把握できる資料が入手されている。(トークン化有価証券については、プラットフォームにおけるトークン化有価証券の管理業務に係る内部統制の有効性を外部監査人が検証している場合には、プラットフォームの提供者からその保証報告書(例えば SOC1 (ISAE3402/SSAE18 又は保証業務実務指針 3402) レポート) の写しが入手されている。) <p>③ 第三者機関との間で、分別管理の法令に則した適切な委託(トークン化有価証券の場合には管理の委託) 契約を締結する体制が整備され、適切に運用されている。特に海外の証券保管機関との間で契約を締結する場合には、留置権的な権利条項を定めることのないよう留意する。</p>
<p>(3) 分別管理すべき顧客有価証券のうち、自社保管以外について、その残高を網羅的に把握した上で、分別管理の法令で要求されている方法によって保管させることにより管理していること(混合保管、混合保管以外)</p>	<p>④ 自社保管以外の顧客有価証券に関し、顧客と合意した保管方法ごとに、分別管理の法令で要求されている以下の方法に従って、保管業務が行われ、かつ、会計その他の記録が金融商品取引業者において保有されていることを確保するための体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p><単純保管></p> <p>第三者機関において、顧客有価証券の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該顧客有価証券についてどの顧客の有価証券であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する。</p> <p><混合保管></p> <p>第三者機関において、金融商品取引業者の口座と顧客のための口座とを区分する等の方法により、顧客有価証券の保管場所について固有有価証券等の保管場所と明確に区分し顧客全体の有価証券に係る持分が直ちに判別できるようにするとともに、当該顧客有価証券に係る各顧</p>

統制目標	統制要点例
	<p>客の持分が金融商品取引業者の帳簿等により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する。なお、金融商品取引業者と顧客との間で共有関係にある有価証券（累積投資商品、ミニ株等のうち金融商品取引業者と顧客の共有関係にある証券）については、個々の顧客の持分が金融商品取引業者の帳簿等により直ちに判別できる状態で管理する。</p> <p>⑤ 第三者機関において、顧客有価証券であるトークン化有価証券を管理する場合には、上記④及び以下⑦にかかわらず、次のイ及びロに掲げる方法（金融商品取引業の顧客の利便の確保及び金融商品取引業の円滑な遂行を図るために、その行う金融商品取引業の状況に照らし、ロに掲げる方法以外の方法で管理することが必要な最小限度のトークン化有価証券にあつては、次のイに掲げる方法）により管理するための体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>イ 当該第三者において、顧客有価証券であるトークン化有価証券について、固有有価証券等と明確に区分させ、かつ、どの顧客のトークン化有価証券であるかが直ちに判別できる状態（当該顧客有価証券であるトークン化有価証券に係る各顧客の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態を含む。）で管理させる方法</p> <p>ロ 顧客有価証券であるトークン化有価証券の保全に関して、当該金融商品取引業者が自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法</p> <p>⑥ 第三者機関によって保管させることにより管理している有価証券に関して、金融商品取引業者が分別管理の法令に準拠して、それら第三者機関において記録を保有し、かつ保管業務を行っていることを確かめるための体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>委託業務たる有価証券の保管業務に係る内部統制の有効性の評価を、受託会社の外部監査人が検証し報告している場合には、日本公認会計士協会監査基準報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」第 11 項を参照のこと。</p> <p>⑦ 海外の証券保管機関において（現地の法規制を理由に）、顧客有価証券に係る持分と固有有価証券等に係る持分等とを区分して管理させることができない場合には、金融商品取引業者において分別管理の法令に準拠した記録（顧客有価証券に係る各顧客の持分が金融商品取引業者の帳簿等により直ちに判別できる状態）を保有するための体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>⑧ 名義書換等のため発行会社若しくは株主名簿管理人へ</p>

統制目標	統制要点例
<p>(4) 金融商品取引業者が占有するすべての有価証券のうち、第三者機関に保管させることにより管理している有価証券の帳簿残高の実在性及び分別管理の状況（単純・混合・共有、分散型台帳の別に）が確かめられていること</p>	<p>提供した有価証券に関し、当該有価証券の銘柄、数量及び提供先が委任顧客ごとに直ちに帳簿等で確認できるとともに、定期的に発行会社若しくは株主名簿管理人と残高を確認・照合し、照合結果を文書化する等の手続が存在し、適切に運用されている。</p> <p>⑨ 新規発行債券等で現物の有価証券が存在しない場合でも、当該有価証券の銘柄及び数量が顧客ごとに直ちに帳簿等で確認できるとともに、定期的に残高の実在性を確認・照合し、照合結果を文書化する等の手続が存在し、適切に運用されている。</p> <p>⑩ トークン化有価証券については、第三者機関において、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ－３－６－６(2)①を踏まえ、秘密鍵等の管理及びⅣ－３－６－７に基づく、顧客のトークン化有価証券の流出リスクへの対応が行われている。</p> <p>⑪ トークン化有価証券に係る秘密鍵等の管理方法の実査が、秘密鍵等の管理担当者及び会計／帳簿記録担当者から独立した者によって行われている。</p> <p>⑫ 第三者機関保管有価証券について、金融商品取引業者の会計／帳簿記録と第三者機関の報告書との間で、定期的に残高照合が行われ、その結果判明した差異が、速やかに調査・解決されることを確保する手続が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては以下のとおりである。（４－３(2)③参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> － 移動の都度、ただし最低でも月次で照合が行われている。 － 照合の結果判明した不一致への対応、報告手続が確保されている。 － 照合結果・顛末が文書化されている。 － 照合手続は、名義のいかんにかかわらず、金融商品取引業者が占有するすべての有価証券が含まれており、かつ、それらの有価証券が適切な顧客口座等に識別・記録されていることを確認するための手続が存在している。 － トークン化有価証券については、金融商品取引業者の帳簿上の顧客有価証券の所有者及びその残高と、プラットフォームの提供者又は当該金融商品取引業者が管理する電子情報処理端末（いわゆる一般ノード）から入手した当該金融商品取引業者に係るブロックチェーン上の顧客有価証券の所有者及びその残高の記録が一致することが照合されている。 <p>なお、ブロックチェーン上で個々の所有者が記録されない場合には、金融商品取引業者の帳簿上の顧客有価証券</p>

統制目標	統制要点例
	<p>券の残高と、ブロックチェーン上の顧客有価証券の残高の総額が一致することが照合されている。</p> <p>⑬ トークン化有価証券については、取引等に基づいた移転の記録が、ブロックチェーンに正確に記録されるための体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>⑭ 顧客有価証券の残高について、取引残高報告書が定期的に送付され、顧客からの返答及び苦情等が報告され、解決されるための手続が整備され、適切に運用されている。(4-1(1)参照)</p> <p>⑮ 顧客有価証券残高のみならず、固有有価証券等(自己勘定残高・借入有価証券・デリバティブ取引受入担保有価証券等)を含めた、金融商品取引業者の占有するすべての有価証券を網羅的に把握し、かつ、それらの保管場所と網羅的に照合する等、顧客有価証券と固有有価証券等との混在がないことを包括的に検証する体制が整備され、適切に運用されている。</p>
<p>2-4 口座管理</p> <p>(1) 分別管理すべき顧客有価証券のうち、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)の規定に基づく振替口座簿において管理するものについて、その残高を網羅的に把握した上で、分別管理の法令で要求されている方法によって管理していること</p>	<p>① 振替法の規定に基づく振替口座簿において管理している顧客有価証券につき、分別管理の法令で要求されている方法に従って、口座管理が行われ、かつ、会計/帳簿記録が金融商品取引業者において保有されていることを確保するための体制が整備され、適切に運用されている。</p>
<p>(2) 金融商品取引業者が占有するすべての有価証券のうち、振替法に基づく振替口座簿において管理している有価証券の帳簿残高の実在性及び分別管理の状況が確かめられていること</p>	<p>② 金融商品取引業者が占有するすべての有価証券のうち、振替法に基づく振替口座簿において管理している有価証券の帳簿残高の実在性及び分別管理の状況を確かめるための体制が整備され、適切に運営されている。</p> <p>イ 振替法に基づく振替口座簿において管理している有価証券について、金融商品取引業者の振替口座簿などの会計/帳簿記録と第三者機関の報告書との間で、定期的に残高照合が行われ、その結果判明した差異が、速やかに調査・解決されることを確保する手続が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては以下のとおりである。</p> <p>ー 移動の都度、ただし最低でも月次で照合が行われている。</p>

統制目標	統制要点例
	<ul style="list-style-type: none"> － 照合の結果判明した不一致への対応、報告手続が確保されている。 － 照合結果・顛末が文書化されている。 － 照合手続は、名義のいかんにかかわらず、金融商品取引業者が占有するすべての有価証券が含まれており、かつ、それらの有価証券が適切な顧客口座等に識別・記録されていることを確認するための手続が存在している。 <p>ロ 顧客有価証券の残高について、取引残高報告書が定期的に送付され、顧客からの返答及び苦情等が報告され、解決されるための手続が整備され、適切に運用されている。（４－１(1)参照）</p> <p>ハ 顧客有価証券残高のみならず、固有有価証券等（自己勘定残高・借入有価証券・デリバティブ取引受入担保有価証券等）を含めた、金融商品取引業者の占有するすべての有価証券を網羅的に把握し、かつ、それらの管理方法と網羅的に照合する等、顧客有価証券と固有有価証券等との混在がないことを包括的に検証する体制が整備され、適切に運用されている。</p>

3 金銭等の分別管理 3-1 金銭等の分別管理（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。）

統制目標	統制要点例
<p>3-1-1 一般的事項</p> <p>(1) 関係役職員が、分別管理の法令で要求されている分別管理すべき顧客分別金（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金を除く。以下3-1において同じ。）の範囲を、金融商品取引業者の業務及び取扱商品に則して、網羅的に、かつ、正確に把握していること</p>	<p>① 分別管理の法令で要求されている分別管理すべき顧客分別金の範囲を、関係役職員が網羅的かつ正確に把握するための体制が整備され、適切に運用されている。また、新商品、新規顧客、取引形態等の変化にいかに対応するかに関し、規程が整備され、適切に運用されている。</p> <p><参考></p> <p>分別の対象となる顧客分別金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有価証券関連業又は有価証券関連業に付随する業務として金商業等府令で定めるものに係る取引に関し、顧客の計算に属する金銭又は金融商品取引業者が顧客から預託を受けた金銭 2. 再担保に供された信用取引委託保証金代用有価証券の時価相当額（添付資料2参照） 3. 再担保に供された発行日取引委託保証金代用有価証券の時価相当額（添付資料2参照） 4. 金融商品取引所又は金融商品取引清算機関に差替預託した場合の市場デリバティブ取引（先物・オプション取引）委託（取次）証拠金代用有価証券の時価相当額（添付資料2参照）

	<p>上記のうち分別の対象とならないもの</p> <p>金融商品取引所又は金融商品取引清算機関に直接預託した場合の市場デリバティブ取引（先物・オプション取引）委託（取次）証拠金（添付資料2参照）</p> <p>② 顧客との受渡しのために営業員等が持ち出した金銭及び持ち帰った金銭に関し、適切に分別管理がなされるための体制が整備され、適切に運用されている。</p>
<p>(2) 顧客分別金信託勘定を設定する信託銀行の選定が、顧客資産の保全という観点から適切であること</p>	<p>③ 顧客分別金信託勘定を設定する信託銀行の信託財産の管理状況及び信用状況等を検討する体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 新規口座開設時及び定期的見直しに関し信託銀行の選定基準が定められている。 － 信託銀行の信託財産の管理状況及び信用状況を把握するための情報が適時に入手され、分析されている。 <p>委託業務たる信託財産の管理業務に係る内部統制の有効性の評価を、受託会社の外部監査人が検証し報告している場合には、日本公認会計士協会監査基準報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」第 11 項を参照のこと。</p>
<p>(3) 顧客分別金信託勘定の設定に係る信託銀行との契約が、分別管理の法令に定められた条項を含んでいること</p>	<p>④ 信託勘定の内容が分別管理の法令に準拠している。すなわち、信託契約が以下の点を明確にしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とする － 金融商品取引業者を委託者とする － 当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る顧客を元本の受益者とする － 受益者代理人を選任すること。金融商品取引業者が通知金融商品取引業者に該当することとなった場合には、投資者保護基金を受益者代理人とする <p>⑤ 信託財産の運用方法が分別管理の法令に準拠している。すなわち、信託契約において、投資対象を以下の項目に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 国債その他金融庁長官の指定する有価証券の保有 － 金融庁長官の指定する銀行その他の金融機関への預金 － その他金融庁長官の指定する方法（コール資金の貸付けや受託者である信託銀行に対する銀行勘定貸及び元本補てんの契約をした金銭信託等）
<p>3-1-2 顧客分別金管理体制</p> <p>(1) 分別金の算定方法、算定対象が規定され、かつ、算定の基となるデータの記録内容の正確性及び網羅性並びに</p>	<p>① 顧客分別金の算定及び顧客分別金信託における分別管理が法令に準拠して、網羅的にかつ正確に管理されるための体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 顧客分別金の算定方法及び算定対象が、社内規程・マニュアル等に規定されている。 － 顧客分別金算定の基となるデータの記録内容の正確性及び

<p>会計／帳簿記録との整合性が確保されていること</p>	<p>び網羅性を確保する手段が講じられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 顧客分別金算定の基となるデータと会計／帳簿記録との整合性が確保される手段が講じられている。 － 社内規程等において、顧客分別金信託に係る差替計算基準日のほか、差替基準日が休業日である場合における取扱い（差替基準日あるいは差替日が休日の場合は、その前日に繰上げるか、翌日に繰り延べるかについてのルール）が定められている。
<p>(2) 顧客分別金の合計額としての顧客分別金必要額の算定が、分別管理の法令及び社内規程に準拠して網羅的、かつ、正確になされていること</p>	<p>② 金融商品取引業者が、毎日、分別管理の法令及び社内規程に準拠して、以下のような顧客ごとの顧客分別金の算定を行う体制が整備され、適切に運用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 顧客分別金として分別されるべき金銭及び有価証券の時価（その日の公表されている最終の価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格）の合計額上記から以下の項目を差し引くことができる： <ul style="list-style-type: none"> * 金融商品取引業者が顧客に対して有する債権（当該顧客が買い付けた有価証券の買付代金の立替金に係るもので、当該有価証券が分別管理されているもの） * 顧客が信用取引により売り付けた有価証券の売付代金である金銭で、当該信用取引につき金融商品取引業者が当該顧客に供与した信用に係る債権の担保に供されているもの（信用取引の本担保現金）（添付資料2参照） * 顧客の信用取引に係る額（金商業等府令第139条第1項第3号及び第2項）、ただし、その額が当該顧客の信用取引に係る受入保証金として預託された金銭の額及び有価証券の時価の合計額を超える場合にあっては、当該合計額とする。（添付資料2参照） * 現先取引（債券等の買戻・売戻条件付売買）に係る契約により顧客が担保に供した金銭の額 <p>③ 日次の顧客ごとの顧客分別金の算定に当たって、顧客から預託を受けた信用取引保証金代用有価証券を証券金融会社又は母店金融商品取引業者等に担保として提供する場合において、分別管理の法令（金商業等府令第140条）の要件をすべて満たす場合にのみ、当該信用取引保証金代用有価証券の時価を分別金の算定から除外する手続が整備され、適切に運用されている。その場合、法令の要件を満たしていることを確認できる証券金融会社又は母店金融商品取引業者等との信用取引に係る分別管理に関する相互管理規程、契約書等が締結されていること（添付資料2参照）。</p> <p>④ 顧客ごとの顧客分別金の算定において、以下の項目が考慮されている（海外の証券保管機関、銀行に保有されている顧客の金銭を含む。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 有価証券に係る取引の結果、顧客から払い込まれた金銭。

	<p>このうち、購入した有価証券が分別管理されている限りにおいては、予め顧客から払い込まれた金額は除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 有価証券の売却に関連して、金融商品取引業者が顧客の代理として受領した金銭のうち、いまだ顧客に支払われていないもの － 顧客の代理として受領した配当金・利金・償還金等のうち、いまだ顧客へ支払われていないもの － 分別管理の法令に準拠した市場デリバティブ取引（先物・オプション取引）に係る委託（取次）証拠金現金・代用有価証券の金額（添付資料2参照） － 分別管理の法令に準拠した信用取引に係る金銭・有価証券の金額（添付資料2参照） － 分別管理の法令に準拠した発行日取引に係る金銭・有価証券の金額（添付資料2参照） <p>⑤ 金融商品取引業者が、毎日、顧客分別金必要額の算定を顧客ごとの顧客分別金の合計額として、分別管理の法令に準拠して行う手続が整備され、適切に運用されている。</p> <p>⑥ 以下の点に関して、金融商品取引業者が顧客分別金を正確かつ網羅的に算定するために、適切な取扱いが規定され、運用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 海外銀行口座における金銭の受領：基準日に分別金額を算定する際に、どの時点をカットオフとするかについての方針が明確化され、一貫して運用されている。 － 不明入金調整：受領日に内容が不明の入金に関する後日の調整につき、分別金算定上の取扱いにつき方針が明確化され、一貫して運用されている。 － 外貨預り金：必要額の計算対象とされ、かつ、当該計算に用いる換算レートが明確化され、一貫して運用されている。 <p>⑦ 顧客取引に関連するフェイルが生じた場合に関し、顧客分別金の分別管理の適切な取扱いが規定され、一貫して運用されている。</p>
<p>(3) 顧客分別金信託口座に、分別管理の法令で規定された必要金額が預託されていること</p>	<p>⑧ 顧客分別金信託口座における信託財産の評価額と顧客分別金必要額とを、分別管理の法令で規定された頻度で照合する手続及び顧客分別金信託勘定に預託されるべき顧客分別金必要額が、指定された信託銀行口座に預託される手続が整備され、かつ適切に運用されている。</p> <p>⑨ 顧客分別金信託が有価証券の信託又は包括信託である場合には、信託される有価証券が、国債その他の金融庁長官が指定する有価証券であることを確認するための手続が整備され、適切に運用されている。</p> <p>⑩ 顧客分別金信託が有価証券の信託又は包括信託である場合には、信託財産である有価証券につき、貸付けによる運用</p>

	<p>を行わないことが、信託契約に明記されている。</p> <p>⑪ 金融商品取引業者が差替計算基準日の算定を行う際、顧客分別金信託勘定に差し入れられている有価証券の評価額が、時価（その日の公表されている最終の価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格）を基に算出されることを確保するための手続が整備され、運用されている。また、基準日において算定が行われる際には、当該基準日の時価に金融庁長官が定める率を乗じて得た額を超えない額であることを確認する手続が存在し、適切に運用されている。</p>
<p>(4) 顧客分別金信託口座への入出金等が分別管理の法令に準拠し、適切な手続の下に行われていること</p>	<p>⑫ 日次の顧客分別金必要額の算定に基づく不足額について、最低週に1回は、差替計算基準日から3営業日以内に、顧客分別金信託勘定へ資金又は有価証券の移動が行われていることを確認する手続が整備され、適切に運用されている。</p> <p>⑬ 顧客分別金信託に係る信託契約の解約・一部解約は、分別管理の法令に準拠して、以下の場合に限定されていることを確保するための手続が整備され、適切に運用されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 差替基準日の信託財産の元本の評価額が顧客分別金必要額を超過する場合、当該超過額相当金額の範囲内で解約等を行う場合 － 募集等受入金の払込日に当該募集等受入金に係る顧客分別金相当額の範囲内で解約等を行う場合 － 他の顧客分別金信託契約に変更するために解約等を行う場合 <p>⑭ 顧客分別金信託への入出金が、差替計算基準日の顧客分別金必要額を基にして正確に、かつ、適切な権限を有する管理者による承認手続を経て行われる体制が整備され、適切に運用されている。また、入出金の記録が、適時に正確にかつ網羅的に行われるための体制が整備され、適切に運用されている。</p>
<p>(5) 顧客分別金口座帳簿残高と当該信託銀行の残高とを定期的に照合する手続が存在すること</p>	<p>⑮ 顧客分別金信託勘定に関して、信託銀行から入手した報告書と会計／帳簿記録との間で定期的に勘定残高照合が行われる体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 照合の頻度は最低でも週次である。 － 顧客分別金信託への入出金業務を行わない独立した部署等で照合が行われている。 － 照合の結果発見された不一致項目に関して、適時かつ適切に調査・解決されている。 － 照合結果及び顛末が文書化され、管理者に報告されている。

3-2 金銭等の分別管理 (対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係るものに限る。)

統制目標	統制要点例
<p>3-2-1 一般的事項</p> <p>(1) 関係役職員が、分別管理の法令で要求されている分別管理すべき顧客分別金（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金に限る。以下3-2において同じ。）の範囲を、金融商品取引業者の業務及び取扱商品に則して、網羅的に、かつ、正確に把握していること</p>	<p>① 分別管理の法令で要求されている分別管理すべき顧客分別金の範囲を、関係役職員が網羅的かつ正確に把握するための体制が整備され、適切に運用されている。また、新商品、新規顧客、取引形態等の変化にいかに対応するかに関し、規程が整備され、適切に運用されている。</p> <p><参考></p> <p>分別の対象となる顧客分別金</p> <p>金商法第 43 条の 2 第 2 項第 2 号に掲げる金銭及び同項第 3 号に掲げる有価証券（同項第 2 号に規定する対象有価証券関連取引（次に掲げる取引に該当するものに限る。）に関するものに限る。）</p> <p>*対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等</p> <p>① 店頭デリバティブ取引</p> <p>② 外国市場デリバティブ取引</p> <p>③ 選択権付債券売買取引</p> <p>上記のうち分別の対象とならないもの</p> <p>1. 有価証券関連業に係る店頭デリバティブ取引（第一種金融商品取引業者、登録金融機関、適格機関投資家及び資本金 10 億円以上の株式会社等を相手方として行う取引に限る。）及び選択権付債券売買取引（第一種金融商品取引業者、登録金融機関、適格機関投資家及び資本金 10 億円以上の株式会社等を相手方として行う取引に限る。）に係るもの</p> <p>2. 海外の金融商品取引所又は金融商品取引清算機関に直接預託した場合の外国市場デリバティブ取引（先物・オプション取引）委託（取次）証拠金（添付資料 2 参照）</p> <p>② 顧客との受渡しのために営業員等が持ち出した金銭及び持ち帰った金銭に関し、適切に分別管理がなされるための体制が整備され、適切に運用されている。</p>
<p>(2) 顧客分別金信託勘定を設定する信託銀行の選定が、顧客資産の保全という観点から適切であること</p>	<p>③ 顧客分別金信託勘定を設定する信託銀行の信託財産の管理状況及び信用状況等を検討する体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては、以下のとおりである。</p> <p>一 新規口座開設時及び定期的見直しに関し信託銀行の選定基準が定められている。</p> <p>一 信託銀行の信託財産の管理状況及び信用状況を把握するための情報が適時に入手され、分析されている。</p> <p>委託業務たる信託財産の管理業務に係る内部統制の有効性の評価を、受託会社の外部監査人が検証し報告している場合には、日本公認会計士協会監査基準報告書 402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」第 11 項を参照のこと。</p>

<p>(3) 顧客分別金信託勘定の設定に係る信託銀行との契約が、分別管理の法令に定められた条項を含んでいること</p>	<p>④ 信託勘定の内容が分別管理の法令に準拠している。すなわち、信託契約が以下の点を明確にしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とする事 一 金融商品取引業者を委託者とする事 一 当該金融商品取引業者の行う対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客を元本の受益者とする事 一 受益者代理人を選任すること(当該受益者代理人のうち、少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人等を充てること)。金融商品取引業者が金商業等府令第141条の2第1項第4号に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること <p>⑤ 信託財産の運用方法が分別管理の法令に準拠している。すなわち、信託契約において、投資対象を金商業等府令第141条の2第1項第5号に掲げる方法によるものに限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国債、地方債並びに公社、公庫及び公団の発行する有価証券等の保有 一 銀行その他の金融機関への預金又は貯金 一 その他(コールローンや受託者である信託銀行に対する銀行勘定貸及び元本補てんの契約のある金銭信託) <p>⑥ 「対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託」(以下、この項目⑥において「顧客分別金信託」という。)及び「通貨関連デリバティブ取引等に係る顧客区分管理信託」(以下、この項目⑥において「顧客区分管理信託」という。)をまとめて1つの信託契約で締結する場合、投資者保護に支障がないような措置を講じている。措置例としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 顧客分別金信託及び顧客区分管理信託について、金商法及び金商業等府令等の規定に則って顧客ごとに必要となる金額を計算したうえで、当該一の信託契約に基づき合算して信託し、管理している。 ロ 元本受益権行使事由(金融商品取引業者の破産等)が生じた際に、一の信託契約とする場合であっても、商品間・顧客間に不公正、利益相反が生じることなく、顧客に適正な金額が返還されるようにするため(別々の信託契約を締結する場合と同等の取扱いとするため)、次の規定を当該一の信託契約の特約として盛り込んでいる(信託契約の特約に関して、信託法や破産法等との関係においても、有効であるかを法律専門家に確認している)。 一 元本受益権行使事由(金融商品取引業者の破産等)が
---	---

	<p>生じた際に、信託財産の交付を受けた受益者代理人が、以下の金額を各元本受益者に対して支払う旨</p> <p>* 顧客分別金信託に係る元本受益者 元本受益権を行使した日における顧客分別金信託の元本換価額に、顧客分別金信託の各元本受益者の個別顧客分別金額を当該日における顧客分別金必要額で除して得られる割合を乗じて得た金額(ただし、この金額が各元本受益者の個別顧客分別金額を超える場合は、各元本受益者の個別顧客分別金額)</p> <p>* 顧客区分管理信託に係る元本受益者 元本受益権を行使した日における顧客区分管理信託の元本換価額に、顧客区分管理信託に係る各元本受益者の個別顧客区分管理金額を当該日における顧客区分管理必要額で除して得られる割合を乗じて得た金額(ただし、この金額が各元本受益者の個別顧客区分管理金額を超える場合は、各元本受益者の個別顧客区分管理金額)</p> <p>一 顧客分別金信託及び顧客区分管理信託のそれぞれに相当する元本換価額については、受益者代理人が、金融商品取引業者の作成する帳簿により管理された額をもとに計算する旨</p>
<p>3-2-2 顧客分別金管理体制</p> <p>(1) 分別金の算定方法、算定対象が規定され、かつ、算定の基となるデータの記録内容の正確性及び網羅性並びに会計／帳簿記録との整合性が確保されていること</p>	<p>① 顧客分別金の算定及び顧客分別金信託における分別管理が法令に準拠して、網羅的にかつ正確に管理されるための体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては以下のとおりである。</p> <p>一 顧客分別金の算定方法及び算定対象が、社内規程・マニュアル等に規定されている。</p> <p>一 顧客分別金算定の基となるデータの記録内容の正確性及び網羅性を確保する手段が講じられている。</p> <p>一 顧客分別金算定の基となるデータと会計／帳簿記録との整合性が確保される手段が講じられている。</p> <p>一 社内規程等において、顧客分別金信託に係る取扱い（顧客分別金必要額に満たない場合、満たさないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に、当該不足額を信託銀行へ追加するなどのルール）が定められている。</p>
<p>(2) 顧客分別金の合計額としての顧客分別金必要額の算定が、分別管理の法令及び社内規程に準拠して網羅的、かつ、正確になされていること</p>	<p>② 金融商品取引業者が、毎日、分別管理の法令及び社内規程に準拠して、以下のような顧客ごとの顧客分別金の算定を行う体制が整備され、適切に運用されている。</p> <p>一 顧客分別金として分別されるべき金銭及び有価証券の時価（その日の公表されている最終の価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格）の合計額</p>

上記の算定において、以下の項目が考慮されていること。

* 上記の金銭の額には、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除することができること。

* 顧客毎の額の算定に当たっては、金融商品取引業者が顧客との間において一括清算の約定をした基本契約書に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を行っている場合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事由が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われている特定金融取引について当該一括清算事由が生じた時における評価額で当該顧客の評価損となるもの（当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。）があるときは、当該基本契約書に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該評価損の額を控除することができること。

* 顧客分別金必要額の算定に当たり、金利調整額及び配当金調整額を加減算すること。

* 適格機関投資家等を相手方とする有価証券関連店頭デリバティブ取引等に関し、日々、顧客に返還すべき額を分別対象に含めて必要額を算定する場合、法令上分別すべきものと分別しないてよいものが、分別金の算定に当たっても、帳簿上も明確にされていること。

③ 金融商品取引業者が、毎日、顧客分別金必要額の算定を顧客ごとの顧客分別金の合計額として、分別管理の法令に準拠して行う手続が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては以下のとおりである。

— 金融商品取引業者が採用する時価算定式（モデル）の妥当性を確保する手段が講じられ、当該算定式（モデル）に準拠して、適切に算定されている。

— 顧客分別金算定の基となるパラメータ（変数）情報の入手方法や入手先の妥当性を確保する手段が講じられ、適切に算定されている。

— 独立した部署が、算定結果の妥当性を検証し、モニターしている。

④ 以下の点に関して、金融商品取引業者が顧客分別金を網羅的に算定するために、適切な取扱いが規定され、運用されている。

— 海外銀行口座における金銭の受領：分別金額を算定する際に、どの時点のカットオフとするかについての方針が明

	<p>確化され、一貫して運用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 不明入金調整：受領日に内容が不明の入金に関する後日の調整につき、分別金算定上の取扱いにつき方針が明確化され、一貫して運用されている。
<p>(3) 顧客分別金信託口座に、分別管理の法令で規定された必要金額が預託されていること</p>	<p>⑤ 顧客分別金信託口座における信託財産の評価額と顧客分別金必要額とを、分別管理の法令で規定された頻度で照合する手続及び顧客分別金信託勘定に預託されるべき顧客分別金必要額が、指定された信託銀行口座に預託される手続が整備され、かつ適切に運用されている。</p>
<p>(4) 顧客分別金信託口座への入出金等が分別管理の法令に準拠し、適切な手続の下に行われていること</p>	<p>⑥ 日次の顧客分別金必要額の算定に基づく不足額について、顧客分別金必要額に満たない場合、満たさないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に、顧客分別金信託勘定へ資金の移動が行われていることを確認する手続が整備され、適切に運用されている。</p> <p>⑦ 顧客分別金信託に係る信託契約の解約・一部解約は、分別管理の法令に準拠して、以下の場合に限定されていることを確保するための手続が整備され、適切に運用されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 信託財産の元本の評価額が顧客分別金必要額を超過する場合において、その超過額の範囲内で顧客分別金信託に係る契約の全部又は一部の解約を行う場合 － 他の顧客分別金信託に係る信託財産として信託することを目的として顧客分別金信託に係る契約の全部又は一部の解約を行う場合 <p>⑧ 顧客分別金信託への入出金が、顧客分別金必要額を満たさないこととなった日の顧客分別金必要額を基にして正確に、かつ、適切な権限を有する管理者による承認手続を経て行われる体制が整備され、適切に運用されている。また、入出金の記録が、適時に正確にかつ網羅的に行われるための体制が整備され、適切に運用されている。</p>
<p>(5) 顧客分別金口座帳簿残高と当該信託銀行の残高とを定期的に照合する手続が存在すること</p>	<p>⑨ 顧客分別金信託勘定に関して、信託銀行から入手した報告書と会計／帳簿記録との間で定期的に勘定残高照合が行われる体制が整備され、適切に運用されている。留意事項の例としては、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 照合の頻度は最低でも週次である。 － 顧客分別金信託への入出金業務を行わない独立した部署等で照合が行われている。 － 照合の結果発見された不一致項目に関して、適時かつ適切に調査・解決されている。 － 照合結果及び顛末が文書化され、管理者に報告されている。

統制目標	統制要点例
<p>4-1 口座開設・受注・約定 - 対顧客</p> <p>(1) 取引の妥当性(すなわち開始されたすべての顧客取引は実在する相手先との取引であり、適切に承認されていること)を確保すること</p>	<p>① 新規顧客口座が、適切な権限を有する管理者によって承認され、顧客口座開設に必要な書類が取引開始前にすべて入手され、ファイルに保管されている。</p> <p>② 法令に基づき契約締結時交付書面(取引報告書)の交付(電磁的方法によるものを含む。以下同じ。)を要しない場合を除き、すべての取引に対して、約定後速やかに当該書面が顧客に交付されている(営業員等に確認を省略する権限を付与していないか等を含む。)</p> <p>③ 有価証券及び金銭の移動明細、残高等が明記された取引残高報告書等が、顧客に対し定期的又は取引の都度交付されている。</p> <p>④ 契約締結時交付書面(取引報告書)及び取引残高報告書等が不正に発行されることを防止するための措置が講じられている(意図的な発行差止め、報告書の改ざん等の防止を含む。)</p> <p>⑤ 契約締結時交付書面(取引報告書)及び取引残高報告書等に対する顧客の返答及び顧客からの苦情等が報告・対応・解決されている。</p> <p>⑥ 誤注文等による手違いの取引が、発見されるための措置が講じられている。</p> <p>⑦ 取引の取消及び修正が適切な権限を有する管理者によってなされている。</p>
<p>(2) すべての取引が入力され、取引処理され、報告されること</p>	<p>⑧ 顧客から受けた注文が、漏れなく注文伝票その他帳簿に記入され、必要に応じて適切な権限を有する管理者によって承認され、取引処理システムに入力されている。</p> <p>⑨ 各取引に約定伝票(執行結果)が適切に割り当てられるための措置が講じられている。</p> <p>⑩ 顧客名、口座番号、受注・約定日時、銘柄名、数量、価格、売り又は買い等の主要な取引情報が漏れなく入力されるような措置が講じられている。</p>
<p>(3) 約定された取引が、自己又は顧客、顧客名、口座番号、受注・約定日時、銘柄名、数量、価格、通貨、金額、売り又は買い等の主要な取引情報に関し正確に記録され、取引処理され、報告されること</p>	<p>⑪ 注文伝票その他帳簿と約定データが照合されている。また、照合で差異が生じた場合、速やかに調査され、解決されている。</p> <p>⑫ 有効でない口座番号(正規の承認を受けて登録された口座以外)、銘柄コード、取引日等が、システム上受け付けられないための措置が講じられている。</p> <p>⑬ 約定後速やかに、全ての取引先との間で、取引が確認されている。また照合で差異が生じた場合、速やかに調査され、解決されている。</p>
<p>4-2 約定 - 対市場</p> <p>(1) 実行された取引が、決済処理及び会計処理</p>	<p>① 国内又は海外の該当するすべての金融商品取引所又は金融商品取引清算機関、ブローカー、証券金融会社、母店金融商品取引業者等の相手先から約定取引の記録を入手し、実</p>

<p>のため、漏れなく入力されていること</p>	<p>行された取引データと相手先の記録とが照合されている。また、照合で差異が生じた場合、速やかに調査され、解決されている。</p>
<p>(2) 実行された取引が、金額、数量、通貨、相手先、日付、銘柄、自己又は顧客等の主要な取引情報に関し正確にかつ適正な勘定に記録されていること</p>	<p>② 実行された取引が、主要な取引情報に関し正確に記録されるための手段が、取引入力時に講じられている。</p> <p>③ トレーダーの把握している自己ポジションと取引処理システムのデータとが照合されている。また、照合で差異が生じた場合、速やかに調査され、解決されている。</p> <p>④ 約定後速やかに、全ての取引先との間で、取引が確認されている。また照合で差異が生じた場合、速やかに調査され、解決されている。</p>
<p>4-3 取引の決済（対顧客、対市場）</p> <p>(1) 顧客の有価証券及び金銭の移動が、有効な取引に関してのみ行われるか、あるいは適正な顧客の指示に対してのみ行われ、かつ適切に承認されていること</p>	<p>① 有価証券及び金銭の移動が、有効な取引に関してあるいは適正な顧客の指示に対してのみ行われ、かつ適切な権限を有する管理者によって承認されている。</p> <p>② 以下の機能に関し、適切な職務分掌規程が作成され、適切に運用されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 取引実行 - 取引記帳 - 取引確認 - 取引決済（金銭及び有価証券） - 残高照合
<p>(2) 承認された有価証券及び金銭の移動が、会計処理のため網羅的に、かつ、金額、数量、銘柄、通貨、顧客名、日付、受け又は渡し等の主要な取引情報に関し正確に記録され、適切な勘定に記録されていること</p>	<p>③ 第三者機関に保管させることにより管理している有価証券の残高が、第三者機関の記録と定期的に照合されている。また、照合の結果発見された差異が、速やかに調査され、解決されている。（2-3(4)参照）</p> <p>④ 自社で保管することにより管理している有価証券は、定期的に実査されている。（2-2(2)参照）</p> <p>⑤ 振替法に基づく振替口座簿において管理している有価証券の残高が、第三者機関の記録と定期的に照合されている。また、照合の結果発見された差異が、速やかに調査され、解決されている。（2-4(2)参照）</p> <p>⑥ 有価証券及び金銭の移動を伴う取引（有価証券貸借取引、現先取引、信用取引、先物・オプション取引等）の残高（担保残高等を含む。）に関して、定期的に、取引相手先から確認書を入手し、帳簿記録との照合手続を行っている（取次金融商品取引業者における母店金融商品取引業者等との定期的な残高照合を含む。）。また、照合で発見された差異が速やかに調査され、解決されている。</p> <p>⑦ 取引処理システムにおける金銭・有価証券の予定決済額と実際決済額とを適時に照合している（例えば、決済日に予定決済額で自動起票されている場合の、実際決済額との照合等）。また、照合で発見された差異が速やかに調査され、解決されている。</p>

	<p>⑧ 不明入金等が速やかに発見され、調査・解決されるための措置が講じられている。</p> <p>⑨ フェイル及び搬送中の有価証券が、適時に解消されることを確認するための手段が講じられている。</p> <p>⑩ 独立した部門等による銀行勘定残高照合が日次で行われ、発見された差異が速やかに調査され、解決されている。</p>
<p>4-4 マスター・データ及び累積データ</p> <p>(1) マスター・データ (顧客名・口座番号・住所・決済口座等の顧客データ、銘柄データ等) への変更が承認され、網羅的に、かつ、変更内容に関し正確に入力されていること</p>	<p>① マスター・データに対する修正が、適切な権限を有した管理者の承認を得ていることを確保するための措置が講じられている。</p> <p>② マスター・データに対する修正記録が保存され、修正が正確にかつ完全になされていることに関し、適切な担当者によるチェックが行われている。</p> <p>③ マスター・データを管理するシステムにエラーがあった場合に備えたバックアップ体制が構築されている。</p>
<p>(2) 売買取引、有価証券及び金銭の受払いに関する入力、トレーディング商品勘定元帳、顧客勘定元帳、保護預り有価証券明細簿、保管場所別有価証券台帳（金融商品取引業者が占有する有価証券を保管場所別に記録した台帳）等のデータベースに正確に反映されていること</p>	<p>④ 保管場所別有価証券台帳その他帳簿上の勘定が、取引の開始、約定、決済毎のそれぞれの総額（有価証券及び金銭双方）について適切に更新されていることを確認するための措置が講じられている。</p> <p>⑤ 間違った勘定に入力されることを、防止し又は発見するための措置が講じられている。</p> <p>⑥ 保管場所別有価証券台帳その他帳簿間において、日々の取引記録が適時に照合されている。また、照合の結果、差異が発生した場合、速やかに調整され、解決されている。</p>
<p>(3) 売買取引、有価証券・金銭の移動及びそれらの修正に関する累積データが、保管場所別有価証券台帳その他帳簿間の関連勘定において整合していること</p>	<p>⑦ 顧客金銭及び有価証券残高が、帳簿間で照合されている。また、照合の結果、差異が発生した場合、速やかに調整され、解決されている。</p> <p>⑧ 商品残高、現先残高、貸借取引残高が、帳簿間で照合されている。特に、自己の商品残高に関しては、受渡日基準の残高と約定日基準の残高との照合がなされている。</p>
<p>4-5 資産及び記録に対するアクセス制限</p> <p>(1) 承認された従業員しか、資産及び会計／帳簿記録(マスター・データ、金銭・有価証券の決済データを含む。)</p>	<p>① 有価証券が移動する場合はすべて、受渡指示書（受渡日、銘柄、数量、送付先、承認印等が明記されたもの）が作成され、当該指示書を元に保管場所別有価証券台帳その他帳簿が更新されることを確認する措置が講じられている</p> <p>② 自社保管の有価証券はすべて鍵付きの金庫に保管され、当該金庫へは承認された従業員しかアクセスできない措置が講じられている。</p>

<p>にアクセスできないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ③ 金庫にアクセスする場合は、2人以上の従業員で行うことを確認する措置が講じられている。 ④ 受渡指示書なしには入出庫が行われず、かつ入出庫の際に現物と受渡指示書の照合及び保管責任者の検印が行われている。 ⑤ 保管担当者は受渡指示書の承認印の正当性を確認している。 ⑥ 会計／帳簿記録が証券保管担当部門等の資産を管理する部署から独立した部門によって管理されている。 ⑦ 有価証券の実査が、証券保管担当者及び会計／帳簿記録担当者から独立した者によって行われている。(2-2(2)参照) ⑧ 帳簿記録の修正は、適切な相互牽制を可能にする承認された部署・従業員によって行われていることを確認するための措置が講じられている。 ⑨ 帳簿記録の修正が、承認されていることを確認するための措置が講じられている。 ⑩ 承認された従業員しかマスター・データにアクセスが出来ないことを確保するための措置が講じられている。また、マスター・データに対する不正アクセスを防止するための措置が講じられている。
--------------------	---

以上